

・19/10/3 名古屋市議会経済水道委員会 名古屋城部分

(名古屋市民オンブズマンによる半自動文字起こしアプリによる文字起こし)

浅井正仁（自民・中川区）：名古屋城について質問をたくさん資料をいただきましてありがとうございました。

まず最初に、53 ページ、基本協定の有効性に係る弁護士の見解というのから始めさせていただきます。

この間の委員会でこの弁護士さんの見解の3年から5年だとか、10年だとか、それを受けて、日曜日に後援会の旅行行ったんですけども、皆さんが2027年に変わったんだねって言われたんですけども。その辺はいったいどうなのか。教えていただきたい。

中川貴元（自民・東区）：関連で。この間のやりとりの中でお話をさせていただいて、はい。こちらにあるように、弁護士さん複数人の方と打ち合わせをされてきたと思います。でここにあるように、見解1では10年は厳しいと思われる。また見解2では竣工期限の延長ですね。市長の任期が4年であるのも参考になる、あるいは上段には普通3年から5年程度と考える。まあこれらを勘案されて、多分局長はおおむね5年程度と言うところのお話をされたのかなあというふうに思うわけですね。

で私も明確なその目標をお尋ねしているわけではありませんという前提条件の中で質問させていただきました。

もう一度この際ですね、混乱がないように再度確認をさせていただきたいと思いますが、5年リスクあるいは延長してね、2027年を目指すのかどうなのかというところについて、私はそういうつもりで聞いたわけではありませんでしたが、もう一度そのところの真相をですね明らかにしていただければなと思いますのでお願いします。

松雄局長：前回の委員会のときに中川先生の方からご質問いただきました。大変、慎重な言い回しのご質問であったかなというふうに私もあの思っております。それで少し明確にしなくちゃいけないのがですね、私の答弁で5年リスクして新たな竣工時期として2027年を目指すといったような答弁の趣旨ではございません。

それで今回この53ページのところにありますように私は申しあげました5年というのはあくまでも次の工期をどれぐらい延長するのかと。その時にはやはり今竹中工務店さんとの基本協定を結んでおりますので、そのやはり有効性の保持できる期間が弁護士さんにお尋ねいたしますと、社会通念上認める範囲としては、10年は長いと、おおむね5年程度ではないかといったようなことの弁護士さんからいただいておりますので、このことを念頭に置きながら、これから工期の延長を検討するにあたって、どうすべきかといったことを申し上げたということでございます。

実際の工期につきましては、やはり地元の有識者出るまず石垣部会とあの丁寧な協議を

行うことが必要でございますし、その後文化庁竹中工務店さんとの関係者とも一致をさせて、次の竣工時期をどうするかといったようなことを決めてまいりたいという趣旨でございました。

中川貴元（自民・東区）：関係者がふえていけば増えていくほど、その調整は多分難しくなるんだろうと思いますが、もちろんその石垣部会さんとの信頼関係を構築をし、そこと相談をしながらやっていかななくてはならない。

ただ、一方では、竹中工務店さんとの今局長が答弁をされた基本協定の有効性等についても勘案をしていかななくてはならない。

この点について30年度もね。30年度においても竹中工務店さんとはそのあたりのお話もされて機会があるごとにねこのスケジュールでいけるのかとか木材は調達していいのかとか様々なことを話しながらここまで進んできたと思いますが、今この段に及んでね30年度の決算時の状況と今これ変わってるわけですが、この竹中工務店さんとは逆にね石垣部会さんではなく竹中さんとはどういう話し合いになっているのか、そして今後石垣部会さんとの信頼関係をももちろん構築をしていく重視していくのは当然であります、そのこのところのタイムラグ竹中さんとね、そういう点についてはどういうふうにそれぞれの多くの関係者の調整を図っていくおつもりであるのか、その辺を少し教えていただけますか。

松雄局長：私今年度に入ってからのごさいますので少し今年のことっていうことでお話をさせていただきたいというふうに存じます。

まず竹中工務店さんとは私が局長になったときの目標が2022の12月でございましたので、ここが本当にこれでできるのかといったことがまず大きな課題でございました。

石垣部会さんともいろいろ調整を図らなくちゃいけないですし、あるいは文化庁さんからさらに追加の要請というのをいただきましたので、これが本当に技術的にできるのかといったことがまず中心の竹中工務店さんとのやりとりでございました。

竹中工務店さんとしてもこれだけ11ヶ月くらい遅れてる中でさらに追加の調査をやらなくちゃいけないことになりまして、これは2022年の12月はできませんということでしたので、市長のときにも申し上げまして、2022年12月は実際に施工する竹中さんもできないというふうにおっしゃっておりますので、これは私どもとすると改めたいということでこの前の市長のコメントになったということでございます。

さて次をどうするかってということにつきましてはやはりあの石垣部会さんとの調整、調査それから調査だけではいけませんで、それを分析し、実際にはどんなような石垣の保全策をつくるのかと言ったような協議もしていかななくちゃいけないもんですから、やはりそれを見据えた上で、竹中工務店さんとする、どういうスケジュール観するのかといったことが見本協議の順番になるかなというふうに思っております。

中川貴元（自民・東区）：なかなか難しい局面ですね。

見据えた上でと言っても、これもまた石垣部会の先生方のね、うーん、考えや、それを先にこしてね竹中さんとスケジュールありきの話をするわけにも、もう行かないわけですよね。

ただやっぱり行政ですから、スケジュールも大切になってくる。

もちろん石垣部会の先生がたの学問的なあるいは学術的なところのお話も受け賜わるわけですが、逆にその市としてのね、事業性も大きく勘案していく必要があるというようなことも、石垣部会委員の先生がたにもまた多少お話をしていく必要もあるのかなとも思うんですがその辺もお話をしながらということになるね。大変難しいですが、その辺りをどうやってその調整をしながら、これから進めていく大変困難な道が待っていると思いますかどうですか。

松雄局長：今中川先生がおっしゃられた通りで、あの通りでございます。

しかし私どもといたしましても、次の竣工時期がないといったことについてはやはりあの議会の皆様との関係もあるし、もちろん一番ご心配をいただいている市民の皆様に次の竣工時期がずっと定まらないといったことにつきましてはやはり問題だというふうに思っておりますので、もちろん石垣部会の皆様とよく相談することが必要でありますけれども、やはりできました信頼関係をまず作らせていただいて、私どもは私ども行政としての実情といたしますか、課題ということもお話をさせていただきましたり何とかそこでお互い妥協点を見つけ見つけ出すような工夫、あるいは真摯な態度ということをやっていきたいというふうに思っております。

そしてそれが踏まえた段階で、竹中工務店さんと技術的には本当にできるかどうかといったような調整を図ってまいりたいというふうに思っております。

中川貴元（自民・東区）：それからもう一点確認なんです、石垣の調査これについてもですね、今後、2年で進めていくんだというようなことも若干触れられたかなと思うわけですが、ここの石垣の調査は2年で終わるわけではないと、あるいは終わるかもしれないし終わらないかもしれないし、これもまた石垣部会の皆様さんとのご指導いただく中であるいは調査の期間がどれぐらいかかるのかも含めね、慎重にやっていくという理解でよろしいですか。

松雄局長：これも前回中川議員からご質問をちょうだいいたしました。

私もだいたい2年程度かかるのではないかといたした答弁をさせていただきました。

それは例えばこの資料の26ページをご覧をいただきましても私ども26ページの20番の実績に必要な現状変更申請に係る文化庁との調整内容等の資料がございますように私どもこれまで石垣の基本の調査とか、基礎調査とかあるいは石垣の詳細調査とかやってまいりま

した。

これがだいたい今でも 2 年間ぐらい、いろんな調査をやっている今までの到達点になっておりますので、今度文化庁さんからも追加の調査がありますのでやはり今 2 年やってまいりましてここまで到達いたしましたので、一つのこれを目安として、これからも 2 年程度かかるのではないかとといったようなあの答弁をさせていただいたところでございます。

ただ、現実にはまだ掘ってもいませんしやってもいないものですから、やっぱり石垣部会さんと一緒になりましてどの程度の調査が必要なのかっていうことをやっぱり定めて、その後分析をし、そして必要な保全策を通すと、それがどれぐらいかかるのかについては根本やっぱり詰めてまいりたいというふうに思っております。

中川貴元（自民・東区）：これで最後にしますね。

30 年度こうして、弁護士の方、見解 1、見解 2 とありますけれども、このように 30 年度から目標年次も変わったわけでありまして、この弁護士の方にね。新たにこのように事態が変わって今後のことも含めて相談を改めてしていく必要もあるのかなあと思っていますが、その必要性についての見解ともし必要性があると考えていらっしゃるのであればどれぐらいの時期にどういった中身の相談をされるのか、それをお答えをいただいて質問を終わりたいと思います。

松雄局長：やっぱり天守企画の整備事業につきましては基本協定書というものがやっぱりございますので、それをやはりあのどういうふうに見直していくのかということとは私ども行政といたしますと非常に大きな問題だというふうに思っております、そのときにはやはりあの弁護士の皆様のご意見をちょうだいをしながら調整していくことがこれからも出てくるというふうに思っております。

今の議員の方からどれぐらいのタイムでどれぐらいの回数でと言うことはおっしゃられましたけれども、むしろ私は適宜ですね、いろいろ問題が起こったときには弁護士の皆様にご相談をかけながら、やはり一つ一つ行政としても確認しながら進んでいくという姿勢が大事じゃないかなというふうに思っておりますので、何かまとめて聞くとかですね。

そういうような姿勢はとりたくないなというふうに思っております。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：浅井委員。

浅井正仁（自民・中川区）：えーとですね、そしたらごめんなさいね。決算ではありますが、9 月 25 日の経費の説明資料の中での文化庁からいただいた 5 項目の宿題以外にあったと思いますけども。

この日 5 項目の宿題プラス (2) の現状変更必要とする理由についてというのが文化庁から出されておると思います。

この中で天守解体という現状変更を必要とする理由を理由が耐震対策のみであるのか、木造天守復元のためであるのかについて整理がなされていない状況にあり、申請書において改めて検討整理することが必要であると書いてあるんですよっていうことはこれ文化庁の方に返事をしなきゃいけない。これ現時点で耐震になるか木造天守復元なのか。教えていただきたいと思います。

村木副所長：現在、文化庁に提出しております解体の現状変更の方なんですけれどもこちらにつきましては現天守閣の耐震性が低いと、それから穴蔵調査をしたいということでの申請をいたしました。

そうした理由で申請した解体だけを切り離した形で申請したために現状変更の理由について整理がなされていないというようなご指摘をいただいたというふうに認識しております。その上で私どもといたしましては名古屋城の方で策定いたしました保存活用計画におきましても、現天守閣の現天下閣の耐震補強とそれから木造復元ということを比較いたしまして、木造復元の方が優位性が高いというようなことを丁寧に説明していくということを前提といたしまして木造復元という方針を定めておりますので、私どもといたしましては木造復元迄見据えた計画を持っておるといところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：そうする木造復元のためであると言ってもいいんですね。

村木副所長：はい私ども現在、提出しております解体の現状変更許可申請につきましては耐震性の問題も指摘しておりますので、それに木造復元の計画を私どもっておりますので、それも含めた形で今後説明していきたいというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：今のでいくと、耐震は今は耐震だけど、お先には木造なんですよ。簡単に言い換えるならば木造復元のためであるのか、それを整理してくれって言うてんだからどちらですかこれ。

村木副所長：基本的には木造復元という計画は私どもっておりますのでそちらまで含めたご説明させてさせていただくということになるかと思います。

浅井正仁（自民・中川区）：それからですね、これ5項目。
今宿題から出されて、この5項目が増えることはないんでしょうか。

村木副所長：今、文化庁から指摘事項としていただいた5項目ですけれども、文化庁からいただいた中にもあくまでそれが全てということではなくて、そこにあくまで例示として5項目というふうにいただいたかと思っておりますので、まずはその5項目をしっかりとこなすとい

うことが必要だと思っておりますけれども、その先につきましては石垣部会と有識者の方との協議をしながら、必要な調査があればそれに対して対応していくということになるかと思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：今の村木さんの話でいくとまだふえる可能性もあるということになるかと思っておりますけれどもしっかり石垣部会の方、文化庁と協議していただきたいと思っております。

28 ページの材木について少しお伺いしたいと思っております。

現在も材木も買ってしまった中において、この荒製材の状態ですとありますがこの荒製材した材木は永久に持つのかどうか。教えていただきたいと思っております。

荒井主幹：今木材保管してありますのは荒製材の状態ということでございます。

ただその状態で適切な環境で保管することによって使えなくなるとかということなく保管ができていくというふうに思いますが、それが永久にと言われますとそれはちょっと今はわからないということしか言えないと思っておりますが、

浅井正仁（自民・中川区）：ごめんなさい。永久という言葉があれですね。例えばそしたら、10年たったとき。

荒井主幹：以前も説明させていただいて繰り返しになって申し訳ありませんが、適切な環境で保管することによって木材の強度だとか、品質そういったものが保たれるというふうに思っております。ただ表面の色が変わるということもあります。

ただ使うときには、今の荒製材から修正製材といった行いますので、その段階で表面の色の変色だとかということが問題解決ができます。

そういったところですね我々もですね、複数の宮大工の方あるいは木材の木造建築物の修理を行っている経験者の方々、複数の方から聞いておりますので、我々と同じ考えだというふうに思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：そうすると反ったりしても使えるとね。

今の買ったやつは荒製材したやつは1本も駆逐することなく使えるということによろしいんでしょうか。

浅井正仁（自民・中川区）：今は荒製材の状態から乾燥進めているということでございますので乾燥が進むにつれてそういう後変わるだとかいうことが発生するとその後で集成材をしてそこを問題なく使えるような形で製材することになります、1本も使えなくなるかということに関してましては、今現在名古屋市が契約しております竹中工務店様と

契約しております。昨年度末に 22 億程支払いをしております。

その支払は購入したというのではなく、でき高払いをしております。

という意味で竹中工務店伊井様から直しが全部勝ったということではなく、管理は竹中工務店さんがやっております。そういった意味で使えなくなるようなことがあるということになるとやはり竹中工務店様としても損失が出るということになりますのでそれが必ずこの事業で使えるという前提で竹中工務店さんの方も管理をしておりますのでそういった前提で使えるようになるというふうに我々は思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：次の質問させていただきます。

25 ページ 19 番だね。

実施設計の執行状況および今後の見通しというのでこれは今年度予算を送ったからと言っても解決をできるかがはっきりしてないと思うんですけども、こういう実行しません実施設計は、今年度は終わるのかどうか。

荒井主幹：30 年度から 31 年度に繰り越したものがここに書いております。

その部分につきましては一番は復元の現状変更許可申請書類の作成、そういったものがあります。あと地盤調査そういったものもあります。地盤調査につきましても現状変更許可申請の強化の対象になっておりますので、その状況によりまして、できるできないということになってくるかと思えます。

浅井正仁（自民・中川区）：そうするとこれ出来なかった場合は、この予算はどうなるのか。教えてください。

荒井主幹：一旦繰り越しをした予算に置きまして執行できないということになりますと、一旦不要という形の取り扱いになるかと思えますがそのあたりは適切に処理をしていきたいというふうに思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：42 ページから行かさせていただきたいと思えます。

この石垣部会の改めて読まさせていただくと、調査不足が否めないなというのを率直に感じました。

そんな中でですね、42 ページの (2) 7 月 13 日か。

三つの大きなやつがあってその中の二つ目、一般一般論として復元して復元建物を先にして石垣修理や保全の処置を後回しにするのは遺跡整備の手順としては適当ではないと石垣部会の方が言われてますよね。これまさしく石垣ファーストの考えだと思うんですけども。局長、石垣ファーストでいいんですか。

松雄局長：私ももう一度石垣部会に出席をさせていただいたときに、これまでの局長さん議事録を見てくださいというようなことのご指摘をちょうだいいたしました。

まさに今議員がおっしゃられたところ、それから3月25日の開催の石垣部会のご指摘、まさにこれがそのものでございますので、このところをやはり石垣部会さんと調整するときには、私ども行政もしっかり腹に落とした上で対応する必要があるというふうに思っております。

ただ先ほど中川議員とのやりとりもございましたけれども、一方で石垣の保全とは違う基本協定のレベルの問題もありますので、このところをどこまで折り合いがつけるかっていう課題はございます。

ただ石垣の調査をいたしましてその現状を見てこれは悪いと、石垣の状態が悪いといったことについては当然やっぱり当然対応していかなあかんというふうに思っておりますので、石垣部会さんとも全部外して、それを全部積み替えるというところまでは必要ないということは一致をしておりますのでどこまでやるか、あの競ってやってまいりたいというふうに思っております。

浅井正仁（自民・中川区）：この間の幹部の方は応急処置だといった。

僕は応急処置だとこれ駄目だと思っておりますね。その辺応急処置でいいんでしょうか。

松雄局長：日本語というのはなかなか難しいなというふうに思うんですけども。

応急処置の中でもやっぱり大小あるというふうに思っています、私も今浅井先生からご質問いただいたように、悪いという状況を見過ごすことはできないということだもんですから本当にこれが石垣に影響は及ぶということでこれはでも直さないかんもんですからここはしっかり直してまいりたいというふうに思っております。そういう意味のいわゆる応急処置ということでご理解を賜りたいというふうに存じます。

浅井正仁（自民・中川区）：応急処置という言葉は使わない方がいいと思いますね。

気をつけていただきたいと思います。

続いてその下の跳ね出し架構石垣の復元として史実に不忠実だと書いてあります。

これ実施設計にも入ってるし、竹中さんの協定の技術提案方式なんですよ。

ここはどうされるのか。ずっと放置でいくのか。教えていただきたいと思います。

荒井主幹：跳ね出し架構につきましては、もともとその技術提案の中にも木造復元をやるため支える基礎として、跳ね出し架構を作るという提案もあります。

跳ね出し架構がですね、今の天守台の石垣の中に構造体基礎の部分、跳ね出しの架構と言っているところが入ってくるというところがありますのでその部分が本来特別史跡の本質的価値を有する石垣と石垣は表面だけじゃなく中身も含めて、石垣というもののだということ

ろにですね、そういった構造体を入れるということに対してはやはり簡単にいいよっていう話ではないということでもあります。

ただ、我々としましては、今現在ですねそれぞれ各有識者の会議の中で江戸時代のから残る石垣あるいは、戦後、積み替えをしたあるいは、そういったところの区別をしっかりと調査をすることによって、その部分がどういうふうに納めるどういう形にするのかということ調査を踏まえて検討する必要があるかなというふうに思っておりますので、今現在の形でそのままいけるというふうに思っておりませんが、やはりしっかりと石垣の調査をさせていただきましてその上で検討していくということが必要かなというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：検討ばっかで大変だと思いますけどね。

もう実施設計もやっちゃったんだしね、これ跳ね出しが絶対駄目だったら、実施設計最初からやり直さなあかんぐらなるんですよ。しっかりね、説得じゃないけど、さっきと調査をしっかりとやるというところから始めていただきたいと思います。

で、もうこれを読んだと切りがないんですよ、北側のなんだこの間、現状許可が出た内堀のところ、そこもごみ穴があってそれに何平米あるのかもまだわかんないしね。それをやるには掘削して記録保持もしなあかんし保全方針も決めなあかんしね。まだまだいたるところであるんですよ。

でね天守閣部会でこれだ。47 ページ (4) 石垣保全計画というのは名古屋城全体の石垣を対象としているのか、天守台石垣対象としているのか名古屋城全体だとこの計画をつくるのに数年かかると思うってあるんですよ。これ一体どっちをやるんですか。

村木副所長：今進めております天守閣整備事業におきましては天守台と周辺の石垣を対象としてこの保存方針というのか検討しております。

それは今の解体や復元に対しての直接影響のある範囲ということでございますけれども、同時に一方で名古屋城全体の石垣の中でその天守台石垣の位置づけていく必要があるというようご指摘もあるし、有識者からいただいております。

私どもといたしましては、現在の名古屋全体の石垣カルテというものを作成してございまして数年計画での策定してまいる予定でございます。

その上で名古屋城全体につきましても、保存の方針といったものを定めていきたいとカルテ作った上で定めていきたいというふうに考えておるところでございます。

ですので当面、天守閣整備事業に際しましては天守台石垣を中心ということではございませけれども、名古屋城全体の保全方針につきましても、石垣部会のご指導を仰ぎながらですね今後の同時並行で進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：そうするとどっちの石垣にね、全体の石垣にも波及するかもし

れんということも考えられる、うん、ね。今の言い方だとしっかりと文化庁と石垣部会と協議してねいただかなきゃいけないと思ってますんでまだまだあるんですけど、最後にです。僕はごめんなさい何番だ。23 ページの 17 番ね。

この 505 億以外、505 億これ本会議でもやらせてもらったんだけど 505 億以外。

505 億は竹中さんに払うのが 505 億、その他でもこれらを名古屋城なお中には使っていると言われましたその中で支援業務が毎年 4000 万ぐらいずつあるねこれ。増えれば増えるまで毎年 4000 万ずつ増えるのか。

例えば 2022 年ね最初 2022 年でしたその後 505 億は以外で一体いくらぐらい使うことになったのか。教えてください。2022 年で結構です。

浅井正仁（自民・中川区）：なんでお金が出ないのかよくわかんないですよ。

2022 年までその他だったらジャブジャブジャブジャブ使えっていうんじゃないでしょう。

なんで出ないんですか。業務委託は 4000 万ですよ。

多分。1 時間待っても出ないかもしれないので。

佐治所長：ちょっと古い資料で申し訳ないんですが、これ多分平成 28 年度広報名古屋だと思えます。

天守閣木造復元にかかるお金についてお金等についてということで総経費を示したことがございます。そこではですねトータルの金額で 505 億以外に、合計しまして 979 億円、こういった数字を広報名古屋の方でお示したことがございます。

浅井正仁（自民・中川区）：505 億のほかに 979 億円？

佐治所長：失礼しました。505 億を含んで総経費で 979 億円。そういった数字を示したことでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：今の 505 億を引くとといくらになるの？

佐治所長：ちょっと細かい内訳はわかりませんがあの単純に引き算しますと、472 億円というところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：そしたらこの名古屋城は 500 億じゃなくて、1000 億事業だ、ほいでこれが工期が延びればまだ増えていくんだよね。そういうことでいいんだよね。

佐治所長：ちょっとこのこの時点の前提が今のはっきり確認申し上げられませんがこの中には平成 81 年度ちょっと令和に換算するとわかりますけどそこのおそらくその石垣の修復も

終わりそこまで全部計算した数字ということだと思います。

その他の管理費でございますとか、修繕費とかそういったものを全て含めて形で 929 億という数字を広報などでお示させていただいたということがございます。

浅井正仁（自民・中川区）：今何だ。81 年までの話が出たで特会と市債の質問をさせていただきたいと思います。

名古屋城天守閣の木造復元に関する市債の状況について、資料提出してもらいました 21、22 かですよね。この間、質疑の際にこの市債、観光その他事業債であり発行条件は収支総称である事業と言われました。で発行にあたってこれ国とはどのような調整を行ったのか教えてください。

伊藤総務課長：市債の申請時に国とどんな状況だったかということでございますけども市債の申請時に収支計画を含めて国の方にはご説明を申しているところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：それではそのような国との調整を経て、市債を発行できたということは、本市が説明した様々な状況について一定も国も認めていると理解してよろしいですね。

伊藤総務課長：そのように認識しております。

浅井正仁（自民・中川区）：では国には 2020 年の竣工を前提として説明はしているのか、2022 年の竣工か、竣工期限の延期を表明されたということは国にも改めて説明が必要だと思いますが、それは今行っているのか。

伊藤総務課長：竣工期限の延期についてですねどこまで国の方に話をしているかということかなというふうに理解しておりますけれども、竣工系の延期を表明して以降ですね私も総務省の方にも、国の方にも出向きまして、今までの経緯を含め情報提供とか、説明をさせていただいているところでございます。

今後につきましては丁寧に事業の進捗あと事業スケジュールなどについても情報提供を行いながらご説明を差し上げてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：国の方にも事前にいっているということで収支総称という点でいえば天守閣木造復元事業は、特別会計を設置して経理されています。

局別会計については地方自治法第 209 条第 2 項に特別会計は普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に特定の歳出。すいません。

特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区別して経理する必要がある場合において、条例で

これを設置することができるかと定められています。

天守閣木造復元事業に言えばここで言う特定の歳入とは主に観覧料の収入のことと示すと考えてよろしいですね。

それは先ほど市債という点でこの償還に係る財源は主に観光料収入のことを指すものとか考えてよろしいでしょうか。

伊藤総務課長：すみません。収入につきましてはいわゆる入場料収入といわゆる観覧料を想定してございます。

浅井正仁（自民・中川区）：先だつての委員会で 2022 年からの観覧料からの収入の目途は立っていないと言われました。

そうなると特別会計における特定の歳入も市債の償還に係る財源もどちらも目途が立っていないという理解でよろしいでしょうか。

伊藤総務課長：すみません、いわゆる特別会計といたしまして、歳入については市債をおかりして事業をしていくということで考えておりますので、いわゆる特別会計としましては、今現段階、入場料いわゆる観覧料が入っていないということでございますので、そういう状況ではありますけれども将来入場料、いわゆる観覧料が収入とした入った段階でそれをしっかり返していくというふうに考えております。

浅井正仁（自民・中川区）：しかしながら将来的には返す。でも 2022 年はきてしまうというところで、現時点で目途が立っていないということは特定の歳入をもって一般の歳入歳出の区分として経理するという特別会計の意義に反している。

つまり特別会計を設置する根拠法である地方自治法に現時点では違反しているというように聞こえますが、今は違法状態なんでしょうか。

伊藤総務課長：私どもとしては違法という認識をしておりません。

しっかり注意踏襲で考えていきたいと考えておりません。

浅井正仁（自民・中川区）：地方自治法における特別会計を設置する意義、市債の償還という観点、どちらにおいても非常に危険な状態であり地方自治法に抵触する危険が危険すらあるということについては懸念を申し上げたいと申し上げておきたいと思えます。

しっかりとそのためにも石垣部会それから文化庁ね、竹中さんと協議していただきたいということをもって終わらせていただきます。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：江上委員

江上博之（共産・中川区）：では今出た議論の中で、基礎構造の跳ね出し架構についてまずお聞きしたいと思います。これ42ページに書かれておりますが、私の記憶している限りで言うと石垣部会で、たしかに説明はし瞬間的にこういう声はあったんですが。ほとんどと言っていいほどこの跳ね出し架構のことについては資料は出てますよ。資料は出されましたが、議論はほとんどなかった。もう時間切れとこう状態になかったかと思いますがいかがですか。

荒井主幹：そのようなことがあったと思います。

江上博之（共産・中川区）：ですからね石垣も大変なんです。石垣部会の方は一般論で復元の前になんで石垣やんのだということをバット言うわけですね。それから基礎構造の跳ね出し架構っていうのは要は復元の木造のを支え、これは石垣と触れる部分だから石垣部会から言うと石垣の保存の仕事があの人たちの仕事ですから、それについては直接は関係ないんですけども、これから復元という話がそこに出てくると、この基礎構造跳ね出し架構の問題が大変大きな問題になるというふうに私は理解しておりますが、いかがですか。

荒井主幹：我々も大変大事な問題だというふうに認識しております。

江上博之（共産・中川区）：まずそのことを言ってきます。それから実施設計ですけれども、実施設計、25ページに資料をいただきまして、これが変わりましたね繰越になりましたけどこの部分だけで言うと、木造復元のための設計図をやって皆さんの実施設計で言うと債務負担行為がねこの後にあったと思うんですよ。7億何ぼあったと思うんですね。そういうことから言うと単にこの繰越ができたとしても、実施設計としてはまだ続くというふうに私は理解してるんですがいかがですか。

荒井主幹：委員おっしゃる通り。

浅井正仁（自民・中川区）：そうですね。ですからねこの実施設計を大変なんですけど、この実施設計をやるためには、石垣調査をやらなければ、これを設計できないとこういうふうに私は思いますけどそれでよろしいですか。

荒井主幹：委員おっしゃる通りでございます。

浅井正仁（自民・中川区）：ということは繰越というのは今年度分に回ってくるというだけですけども石垣調査がね、いつなるかわからないということからいうとそれに応じて当然延びていくという実施設計はずっと延びていく可能性だってあるという。
そういう理解で私はおりますがよろしいですか。

荒井主幹：そういうことになると思います。
ただそうならないように必要な協議をして速やかに実施していきたいというふうに考えております。

江上博之（共産・中川区）：そういう確認をしておきます。
その後の希望は私は聞いてませんがね。
希望は聞いてませんよ。延びていくということだけで私は聞いておきますけれども、それで最後ですけども、実はそれで入場料、観覧料の話が出まして、私の資料要求をしたのはその質問のために用意していただいたんですけども、これ 16 ページです。
16 ページで見ますと、だいたいこれそれ以前に 28 年度以前のかなと思いますけれども、先ほど所長さんがね 979 億円ということを言われたけども、私の記憶でいうと 505 億円の建設費があって、その後 50 年間維持管理費含めて借金を返していくと、トータルで 979 億円だいたい 1000 億円こういう覚えがあるんです。

従って 1000 億円に 50 年がかかると。
それは 50 年で観覧料で返していくということというのは観覧料は年 20 億ないといかんわけですよ。1000 億ある。50 年、年 20 億とこういう数字になると思うんですよ。
これ平均という数字になりますからの最初と最後ではまだ違ってくるんでしょうけれども、そういうことで平均 20 億ということからいうと計算しますとね、これは現時点でいうと 29 年度 190 万、昨年度は 220 万 1 人当たりで計算するとだいたい 390 円ぐらいの観覧料になると思います。これは割り算しただけですから間違いはないと思うんですけどいかがですか、確認をしておきます。

山本課長：資料でお出しさせていただいた観覧料の平均単価ですけども、500 円が平均基準ではありますけれども割引等ございますので客単価昨年度 386 円で計算をした数字になっております。

江上博之（共産・中川区）：だいたいの 390 円ぐらい。29 年度が 391 円ぐらいですからそんなもんだと思うんですね。
この 390 円をこの 50 年間 340 万人から 350 万が入ると言われた。だいたいうつと同じ数字っていうのは私自身が理解できないけれども、市がいわれているから、それに当ては

めてみますと、掛け算するとだいたい13億2600万とかそういう数字になろうと思います。これは観覧料ですから、これが全部、先ほど言った金に回っていくわけじゃない。75%、皆さんも75%を回すとそういうふうに言ってみえた。だから私の数字の計算ですよ。から言えば10億弱ぐらいしか建設費に回っていかないという計算になると思うんです。ということは20億ということは10億以上足りないということになります。

この足りない分どうするかということになるわけで。

皆さんが大抵って答えられるのはね、いやそんなことありませんと観覧料は高くしますから、あれ1000円等何ぼとかいうのをやりますからねということと言われるんだけど、現実問題ね、高くなれば今度は人数が減っているわけですからそういう点では現実問題でいうとこの390円の単価でいくとだいたい16億ぐらいずつ毎年足りない。というふうに私には聞こえますけれども、いかがですか。

これは次の段階の話になるから今の管理の話じゃないかなとは思いますが。

服部主幹：委員からのご指摘がございましたけれども観覧料につきましては29年度実施しました調査に基づきますと、市外の方は1000円。

それから市内の方450円というのは客単価で計算をいたしますと概ねその収支計画といたしましてはですね、2071年までの総収支を見ますと45億円ほどの全体の事業でプラスということで調査結果が出ております。以上でございます。

江上博之（共産・中川区）：調査結果もプラスになるぐらいの回答されるからね。

大変な数字だと私は思いますよ、その調査された会社大丈夫かなとその当時も思いましたが、結局じゃあ足らなかつたらどうするかということで皆さん言われたのは、民間委託しますと、民間委託して指定管理でやりますと、結局見えるのは人件費削減なんですよ。そんなことでいいのかなと。これ、50年だったらどんな時代になると思います。

もうたびたび言ってますけどね。私は生きとったらええのだけれど、そういう時代なんです。机上の計算はいいんだけど、やっぱり市民の方に理解していただく数字じゃないんですよ。そういう点ではね観覧料でやっていくということもやっぱり見直す必要が私はあると思います。少なくともですね民間委託とか指定管理者制度を導入するということをやってみえたことだけはちょっと確認しておきたいと思いますがいかがですか。

服部主幹：先ほどその調査の中でもですね、その名古屋城の中での誘客に資するようなイベントもしくはその民間活力の導入ということで指定管理も含めた事業費の圧縮とこういった事も必要ではないかということで調査結果が出ております。

江上博之（共産・中川区）：最後にしますよ。本当です。

人件費削減でね、これをやるってことじゃなくて、本当に名古屋の魅力ある建物のこんな

の維持したわけです。それがどういうものか、そういう点で私はいったん立ち止まってもう 1 回市民の声を聞けということを経験してきておりますけれども、今のままでは破綻が目に見えています。今は慎重に石垣部会の方の声を聴かれると言われていますが、まず石垣ということだけ申し上げて終わります。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：他によろしいでしょうか。伊藤課長。

伊藤総務課長：本日田辺委員に対しまして私の発言の中に不適切な表現がございました。委員会記録につきまして、削除の取り計らいをお願いできればと存じますのでよろしく願いいたします。

委員長 鈴木孝之（減税・天白区）：ただいま当局から委員会記録に関する御発言がございましたが、この件に関しましては、正副委員長ご一任いただきたいと存じますのでよろしく願いをいたします。

以上で、観光文化交流局関係の質疑を終了いたします。

本日の予定は以上であります。明日は午前 10 時から上下水道局関係の総括質疑を行います。これにて本日の委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。